

(令和2年7月5日現在)

**※事業内容の変更の可能性がります**

高収益作物次期作支援交付金（需要対応生産支援）について（要綱第4の2の（1）関係）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作における生産活動に対する支援や新技術導入等への取組に対する支援を行います。

2. 高収益作物とは

野菜（青果用甘しょ含む）、花き、果樹、茶となります。

3. 交付対象者

以下の2つの要件を満たす方が対象となります。

- ①令和2年2月から4月までに高収益作物の出荷実績がある、または廃棄により出荷できなかったことがある方
- ②収入保険、農業共済等のセーフティーネットに加入している、または加入を検討する方
- ③高収益作物の作付面積が申請時の現況面積を下回らない方。

4. 交付の要件

交付対象者が次期作に高収益作物を作付けするにあたり、令和3年3月までに以下のメニューから2つ以上取り組む場合、その取組面積が交付の対象となります。

取組類型	取組項目	取組面積の考え方
ア生産・流通コストの削減に資する取組	① 機械化体系の導入	導入機械の利用面積
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入	利用する品目の作付面積
イ生産性又は品質向上に要する資材の導入に資する取組	③ 品目・品種等の導入	作付面積
	④ 肥料・農薬等の導入	取組実施面積（資材の導入面積）
	⑤ かん水設備等の導入	取組実施面積
ウ土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥ 土壌改良・排水対策の実施 （土壌改良剤導入）	取組実施面積
	⑦ 被害防止技術の導入	取組実施面積 （資材又は機器の導入面積）
エ作業環境の改善に資する取組	1 労働安全確認事項の実施 （講習会の受講）	取組実施面積
	⑧ 2 農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入	取組実施面積
オ事業継続計画の策定の取組	3 事業継続計画の策定等	取組実施面積

※取組項目を2つ以上実施する必要があります。

※過去に国の他交付金等の交付を受けたことがある方は、取り組みの調整が必要です。

※後に記載の施設花き・施設野菜の取組要件については「エ」と「オ」は対象となりません。また、「イー③」の取り組みは必須です。

## 5. 交付対象ほ場・対象面積

①交付対象ほ場は以下のいずれかに該当するほ場です。

- I 所有権（相続による納税管理人も含む）を有していること
- II 農業委員会による賃貸借契約の権利設定がされていること
- III 農地中間管理機構を通じた賃貸借契約の権利設定がなされていること

※いずれも農業委員会発行の「農地台帳」への登載が必要です。

※現在、農業委員会・農地中間管理機構の契約がないほ場は、令和3年2月までに契約を行った場合、交付金の対象となります。

②交付対象面積は以下のとおりです。

- ・田・・・登記面積より錦江町本地率（93.8%）を掛けた面積が上限となり、土壌改良剤等の散布面積が対象となります。
- ・畑・・・航空写真により面積測定（疑義がある場合は現地にて実測）した面積が上限となり、土壌改良剤等の散布面積が対象となります。
- ・ハウス・航空写真により面積測定（疑義がある場合は現地にて実測）した面積が上限となり、土壌改良剤等の散布面積が対象となります。

※他、不明な場合は現地確認を行い、交付対象面積を決定します。

## 6. 対象ほ場、品目の考え方

①ほ場は出荷時の地番から変更も可能で、面積の増加も可能です。

②品目は出荷時から変更、追加も可能です。

③当初出荷品目について「野菜・花き」と「果樹・茶」にグループ分けされ、どちらかひとつの出荷しかない場合、他グループの次期作は対象になりません。

（例）出荷が茶のみ → 次期作 茶は○ 野菜は×

## 7. 交付単価

交付単価は以下のとおりです。

野菜・花き・果樹・茶・・・10a当たり5.5万円

施設花き（加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設）・・・10a当たり80万円

施設マンゴー、おうとう、ぶどう（加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設）

・・・10a当たり25万円

## 8. 交付時期

実績払いとし、実績報告書提出後の支払いとなります。（令和3年1月から3月を予定）

## 9. 高収益作物取組面積の減少制限について

本交付金の交付を受けた方は令和3年度末まで申請時面積から減少させることができません。減少した場合、減少分は返還となります。